

「平成 29 年度川西市中央北地区まちづくり協議会 通常総会」が開催されました

平成 29 年 10 月 28 日（土）に「平成 29 年度川西市中央北地区まちづくり協議会 通常総会」が開催されました。



まちづくり協議会通常総会は、当日出席者 9 名、委任状の提出者 48 名、合計 57 名で開催され、安田副会長の挨拶に始まり、報告第 1 号「平成 28 年度事業報告」では、役員会・計画検討委員会の開催回数やその内容、中央北地区まちづくりだよりの発行やキセラ川西エコまち協議会への参画、キセラ川西せせらぎ公園オープニングフェスタへの会員の出席について報告があり、賛成多数で承認されました。

報告第 2 号「町名変更検討部会の活動報告」では、これまでの活動の経緯や、役員会を経て、今年の 10 月 2 日に事業区域の内、大規模集客施設予定地を除く部分の町名を変更したい旨の要望書を市へ提出したことについて報告があり、賛成多数で承認されました。

議案第 1 号「川西市中央北地区まちづくり協議会の解散について」では、平成 21 年から 8 年続いたまちづくり協議会について、施行者川西市による工事も終盤を迎えた現在、まちづくり協議会への参加人数が減少していることや、施行者からの土地の引き渡しも大半が終わり、協議会の目的は達成できたとの理由から、まちづくり協議会を解散することを審議にかけられ、賛成多数で可決されました。

解散を受けて安田副会長から「設立当初から地権者の皆さまのご協力のもと、円滑な協議会運営ができましたことを心より感謝申し上げます。キセラ川西整備事業は平成 31 年度末まで続きます。皆様が待望する『キセラ川西』のまちづくりを実現するため、協議会は解散となりますが、引き続き地権者一同、協力し合いながら、各々がまちづくりに参画していただきますよう、よろしくお願ひします。」とお言葉がありました。



「平成 29 年度阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業 事業説明会」が 開催されました。

まちづくり協議会通常総会の後に開催された「平成 29 年度阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業 事業説明会」では、キセラ川西推進室の職員より事業の進捗状況や、地権者の皆さんに知っていただきたいことの説明を行いました。

説明会では、酒本みどり土木部長の挨拶のあと、職員から



- ① 工事の進捗状況について
- ② キセラ川西における土壌汚染対策工事について
- ③ 換地処分と清算金の考え方について
- ④ エコまちラベリング及びエコまち建築賞について
- ⑤ 電気・ガス等の消費量調査へのご協力をお願い
- ⑥ キセラ川西せせらぎ公園の利活用について

の説明がありました。

参加された方々は皆、集中した表情で熱心に聴き入っておられました。
当日欠席された方には、後日資料を送付させていただいております。

キセラ川西展～PFIと低炭素と市民参加のまちづくり～を実施しました



去る平成 29 年 10 月 4 日から 10 月 30 日までの間、アステ川西 6 階のアステギャラリーにて「キセラ川西展」を実施しました。

期間中は、約 150 名を超える方々にご来場いただき、キセラ川西のまちづくりについて、広く知っていただけたと感じております。

今回の展示会では、事業の特徴だけでなく、事業の経緯や整備前後の移り変わりや市民をはじめ専門家、地域住民、民間企業等が連携してまちづくりに取り組む様子などが展示されました。



せせらぎ遊歩道北線の通行開始について（お知らせ）

現在、整備中のせせらぎ遊歩道北線につきまして平成29年11月27日午前10時に下図のとおり（矢印部分の）通行が可能となりましたので、お知らせします。

なお、遊歩道は車両の通行ができません。

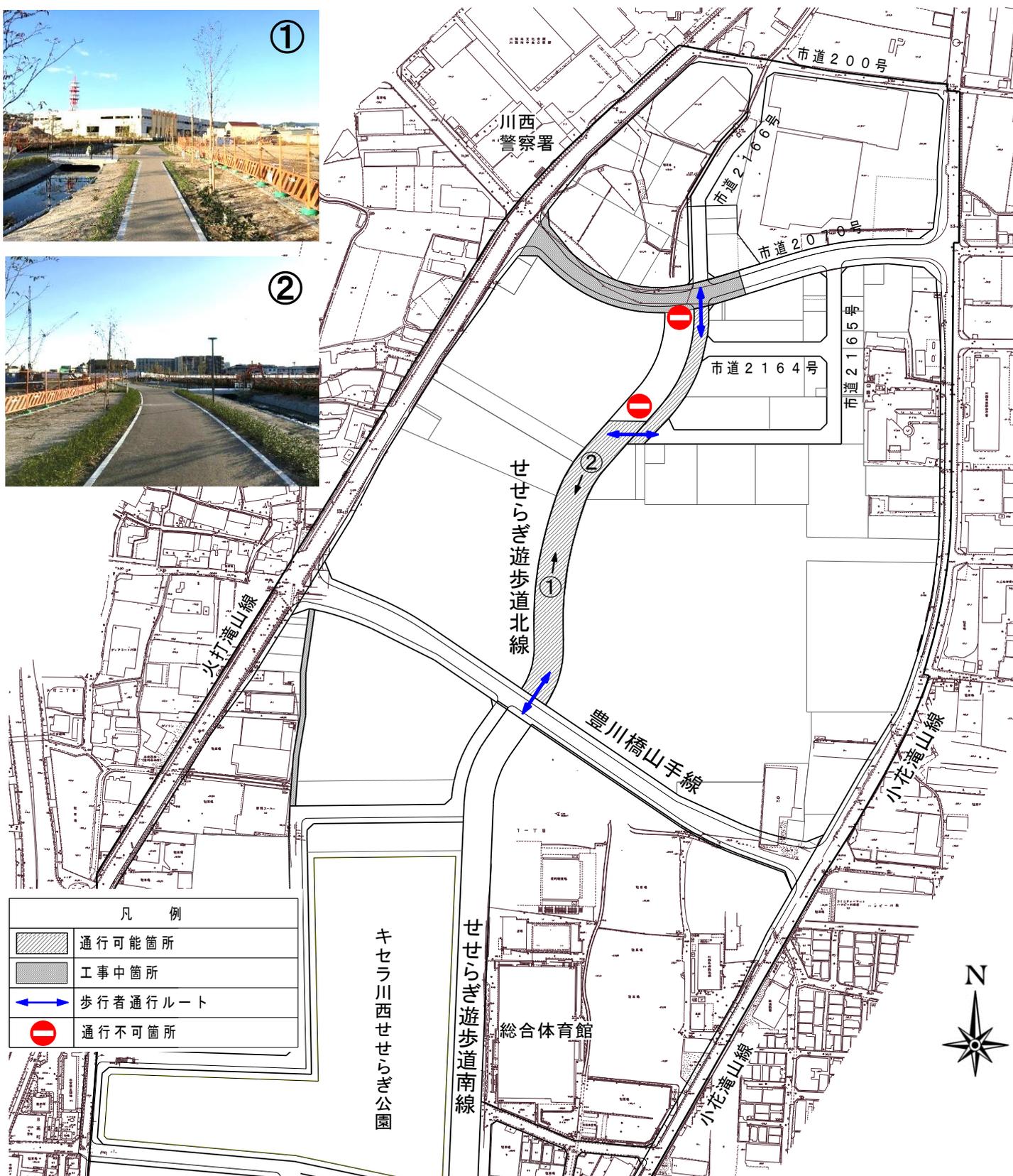
自転車の通行については、降車しての通行をお願いします。

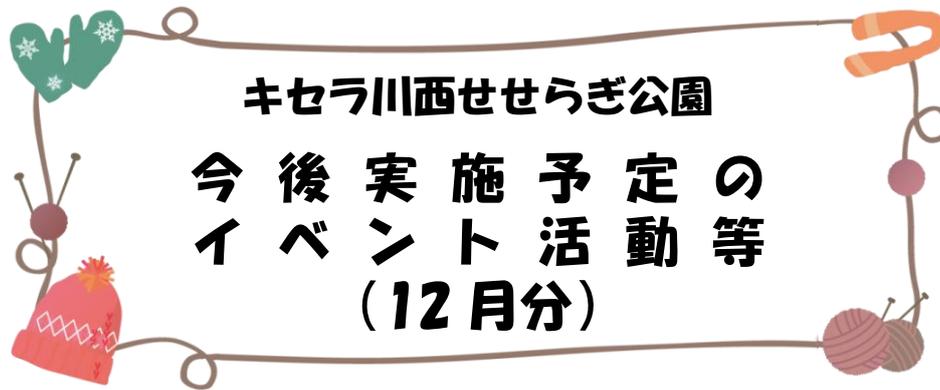


①



②





キセラ川西せせらぎ公園

今後実施予定の イベント活動等 (12月分)

-  ノルディックウォーキング
- 12月10日(日) 午後1時30分～2時30分
内容 ノルディックウォーク体験会
場所 ジョギングコース・エントランスエリア
-  コラッジョ川西 自転車試乗会
- 12月23日(土) 午前9時～午後4時
内容 自転車の正しい乗り方や危険回避方法、
自転車を楽しく安全に乗ることを学ぶ
場所 芝生エリア、ジョギングコースの西半分
-  キセラ川西プレーパーク
- 12月24日(日) 午前10時30分～午後2時
内容 子どもたちのやってみたいを応援する遊び場
場所 里庭エリア

建築物の建築などを行う場合、土地区画整理法第76条許可申請・地区計画の届出が必要です。

また、「中央北まちづくり指針」や「低炭素まちづくり計画」等に基づいた建築計画であるかを確認するため、事前に「建築行為等の手続条例」に基づく協議が必要です。(詳しくは、地区整備課 072-740-1207へ)

権利者が死亡され名義変更されていない方や、権利の移動があった場合、住所氏名の変更があった場合はご連絡を。

上記の申告等や「阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業」について質問などがございましたらご連絡ください。

川西市 みどり土木部 キセラ川西推進室 地区推進課

TEL: 072-740-1203 FAX: 072-740-1330

日時: 午前9時～午後5時半 (ただし、土曜・日曜・祝日は除きます)

HP: <http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/machi/cyuoukitaseibi/index.html>